

◎議長（青野隆一議員）

皆さん、おはようございます。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

この際、申し上げます。2番 星川薫議員より、発言の申し出がありますので、これを許します。星川薫議員。

◎2番（星川 薫 議員）

去る6月17日の私の一般質問の発言中、外人と申し上げたところを、外国人に訂正したいので、議長の許可をお願い申し上げます。

◎議長（青野隆一議員）

ただ今の、星川薫議員からの発言の訂正の申し出については、議長において許可いたします。

次に、教育長より、発言の申し出がありますので、これを許します。教育長。

◎教育長（五十嵐 健 君）

貴重な時間をいただき、大変申し訳ございません。去る6月17日の星川薫議員の一般質問に対する私の答弁において、外人と申し上げたところを、外国人に訂正したいので、議長の許可をお願い申し上げます。

◎議長（青野隆一議員）

ただ今の、教育長からの発言の訂正の申し出については、議長において許可いたします。

本日の会議は、議事日程第7号によって進めます。

日程第1、先週に引き続き一般質問を行います。

まず、7番 塩原未知子議員の発言を許します。塩原未知子議員。

〔7番 塩原未知子 議員 登壇〕

◎7番（塩原 未知子 議員）

おはようございます。令和4年6月定例会一般質問2日目、冒頭一言申し上げます。

梅雨空の中、週末はやっと気温も上昇し、ようやく草木も生き生きと躍動する季節になりました。昨日は、徳良湖と銀山温泉に出かけてまいりました。湖畔のキャンプ場は、週末から多くのキャンパーが訪れ、湖を走るたくさんのヨット、パンptrラックやグラウンドゴルフ場の人々が集い、銀山温泉では手入れされた美しい花々が咲き、午前中から日帰りのお客様が、大勢温泉街を散策しており、本当に嬉しくなりました。今月に入ってから、県内のコロナ感染者数も落ち着きを見せ始め、今年度は恒例の祭やイベントの開催も数多く予定されており、徐々に日常を取り戻しつつあるようです。1日も早く、実りある市民生活を取り戻すために、通告にしたがい質問をいたします。

1つ目の質問です。来週から7月です。いよいよ、尾花沢スイカの季節です。尾花沢スイカ出荷出発式の開催地について、2項目質問いたします。

1、昨年、一昨年と、大石田町からの出荷式だったようです。どうしてなのですか。全国ニュースで、尾花沢スイカ出荷式が大石田町西部出荷場からと報道されるたびに、どうして尾花沢からではない、大石田町から尾花沢スイカなのか、SNSで話題になります。出荷式は、尾花沢市内から行うことはできないのでしょうか。その理由をお尋ねします。

2、尾花沢スイカ地理的表示、何度お尋ねしても、GI取得は難しいとのことですが、尾花沢ソバ同様に、商工会で地域商標を検討するなどできないのでしょうか。ネット検索で上位に表示される、訳あり尾花沢スイカ、尾花沢市以外で栽培されている尾花沢スイカの産地偽造防止対策のためにも、当市の米作りの歴史、黒毛和牛の歴史とともに、なぜ北国、豪雪地尾花沢で大玉スイカ作りを始めたのか。また、尾花沢スイカを国内でどのように広めていったのか。雪とスイカと花笠のまち尾花沢の農政の歴史を、積極的にインターネットで全世界に発信すべき時だと考えています。農産物、農産加工品の海外輸出への参入がしやすくなった今こそ、長年の大玉スイカ栽培技術普及の苦労と、官民挙げて進めてきた尾花沢スイカブランディングの歴史と記録を公開すべきだと私は考えますが、いかがですか。

2番目の質問です。大正ロマン次世代エネルギーパークの活性化について、4項目質問いたします。

1、当市の大正ロマン次世代エネルギーパークは、県内初の認定を受けてから約10年が経過しました。今までの成果はどうだったのでしょうか。市民に分かりやすくお答えください。

2、現在、徳良湖温泉花笠の湯や、花笠高原荘御所の湯は、重油ボイラーで稼働して温泉経営をしているため、燃料費高騰の年には必ず燃料補填を市から行っています。今年に入ってから円安、燃料費高騰が加速しています。重油の価格高騰が今後5年間続くと仮定した場合、相当費用の増加分はどれくらいを見込んでいますか。

3、花笠の湯と御所の湯は、現在ボイラー1基しかない状態で、耐用年数を超えて稼働しています。今後、持続可能な設備運営のためにも、重油を使わない新たな熱源として、バイオマスボイラーや太陽光、風力発電など、積極的に利用する対策を講じる必要があると考えます。今後の対策をお聞かせください。

4、令和3年5月にゼロカーボン宣言を發した本市として、交流人口増プラス企業活動促進として、エネルギーパークを有効活用し、地元企業の活性化とグリーン産業など、企業の誘致を積極的に進めるべきだと私は考えますが、いかがですか。

3つ目の質問です。雪を眺める尾花沢ゼロカーボン宣言のまちづくりについて質問いたします。

1、本市の除排雪費。排雪費用は過去10年間、どれくらいの推移でしたか。

2、春、溶けてなくなる雪の排雪費用、市内の空き地を堆雪場として、地球温暖化が進み今後厳しさを増す夏の暑さ、雪氷熱を利用するゼロカーボンシティのまちづくりを推進してはどうですか。

急激な人口減の中、間口除雪を積極的に進めるためにも、除排雪経費の削減は、未来の尾花沢市にとって大変重要なエネルギー政策です。除排雪費用をできるだけ抑制する必要があると考えます。2021年にゼロカーボン宣言をし、1年が経過した本市、市長のお考えをお聞きします。

4つ目の質問です。アフターコロナ、今後の対策について、2項目お答えください。

1、アフターコロナで、規制や対策など日々さまざま変化する中、コロナ禍は全事業所が影響を受けたと考えられます。加えて、今後急速に変化する人流、物流の増加が見込まれます。山形県では6月末まで無料PCR検査や抗原検査体制が整っていますが、市内では利用は可能ですか、お答えください。

2、いよいよインバウンドも再開し、夏旅キャンペーンも始まりました。本市では今後、急激に活発化する観光やビジネス交流の対策をどのように行っていくのか、お尋ねします。

最後の質問です。芭蕉10泊のまち尾花沢、本町に歴史文化の継承保存拠点作りを、について3項目お尋ねします。

1、芭蕉、清風歴史資料館を中心に、商店街活性化を進めてはどうでしょうか。今年の7月、芭蕉、清風歴史資料館が開館40年となります。資料館は、江戸時代の宿場町尾花沢の町家を伝える、現存する貴重な建物です。銀山温泉に次ぐ家並条例を制定し、宿場町尾花沢の歴史的家並を再現する本町のまちづくりを、本格的に検討すべきではないでしょうか。

2、商店街に俳句道場、俳句ポストを設置してはどうですか。市内名勝地に以前あった俳句ポストを復活させ、商店街の空き店舗を活用して、俳句道場など文化交流の拠点を作り、市民や本市を訪れて気軽に投函

できる俳句のまち拠点作りを進めるべきではないでしょうか。また、スマホ対応の投稿なども行い、雪のラブレターのように時間をかけて、俳句のまち、歴史文化のまちをアピールすべきだと思います。

四季の投句を表彰するなどして、街灯の仕掛けを活用し、商店街で披露してはどうでしょうか。

3、花笠音頭、花笠踊り資料館は、本町商店街へ。徳良湖キャンプ場管理棟にあった花笠音頭、花笠踊り資料館。花笠の湯に移転するとの答弁をお聞きしてから、なかなか定まりません。尾花沢花笠まつり会場の本町、花笠通り商店街にリニューアルし、花笠踊り大パレードの会場付近に、尾花沢市の歴史と文化のまちづくりの保存とともに再検討してはどうでしょうか。

今年5月に、第2期都市計画マスタープランも策定されました。各地区とのネットワークを活かす意味でも、大胆な発想で今後のまちづくりを議論すべき時だと考えていますが、市長のお考えをお聞きします。

以上、質問席からの質問はこれで終わりますが、必要に応じて自席からの再質問をお許しください。それでは、誠意あるご答弁どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長(青野隆一議員)

市長。

[市長 菅根光雄 君 登壇]

◎市長(菅根光雄君)

おはようございます。塩原未知子議員から大きく5点についてご質問をいただきました。順次お答えいたします。

初めに尾花沢スイカ出発式について、お答えします。

特産農産物の出発式については、全国的に流通をつかさどる事業者、具体的には集荷出荷団体が主催し開催されており、本市特産の尾花沢スイカも、みちのく村山農業協同組合の事業として開催されているものです。出発式は東部選果場と西部選果場を会場に、一年交代で実施すると聞いていますが、令和元年と2年の出発式は、大石田町の西部選果場で開催されたため、昨年と今年は本市東部選果場で計画され、来月7月16日に開催の運びとなっているようです。

尾花沢市農業協同組合の時代からスイカの出発式が行われていましたが、広域合併し、みちのく村山農業協同組合が設立された平成7年以降は、本市のほか、関係する首長が来賓として参加する定式となっています。

このように、尾花沢スイカの出発式については、これまでも、みちのく村山農業協同組合が主催している

ものであり、これまで同様、会場のあり方についても諸般の事情を考慮し、主催者が決定するものと捉えています。

次に、尾花沢スイカの記録についてですが、尾花沢スイカ史研究会が、これまでの歴史を取りまとめた「スイカものがたり」が平成26年12月に刊行されています。市でも編集委員として編さんに携わったものであり、貴重な資料として後世に伝え残していく考えです。なお、「スイカものがたり」は、悠美館に所蔵されて、尾花沢スイカの誕生と歴史を知ることができる貴重な資料となっていますので、機会を捉えて市民へ周知してまいります。

次に、大正ロマン次世代エネルギーパークの活性化についてお答えします。

初めに、次世代エネルギーの成果についてですが、次世代エネルギーパークは小学生から高齢者まで住民各層がエネルギー問題への理解を通じて、エネルギー施策の推進に寄与することを期待する事業です。当市の次世代エネルギーパークは、平成23年度に資源エネルギー庁より県内で初めて認定を受けたものです。尾花沢市次世代エネルギーパークの中心施設は4ヵ所です。民間事業所の敷地内にある名産の最上早生を貯蔵する雪蔵、市庁舎の雪冷房・木質ペレットボイラー及び地中熱による融雪装置、文化体育施設サルナートの大地熱利用融雪装置、徳良湖マイクロ水力発電設備によるLED街路灯と、現在もそれぞれ稼働しております。

認定を受けた以降には、全国から問い合わせがあり、秋田県鹿角市や福井県議会、さらには市内の各種団体や学校など、多い年には100名を超える視察を受け入れてまいりました。

また、市内の団体による雪室が、これまで4件ほど造られるなど、尾花沢の風土に合った最適な自然エネルギーを活かした取り組みが活発化してきております。

しかし、地域課題である再生可能エネルギーを活用した取り組みについては、設備に要するコストの問題から、十分な普及までにはいたっていない状況です。このことから、このたび改訂しました環境基本計画においても、施策の柱の目標に、環境セミナーの実施や次世代エネルギーパークを活用した環境学習を推進することとしておりますので、今後とも市民一人一人が環境問題を身近に感じ、学んでいただけるよう努めてまいります。

次に、花笠の湯と御所乃湯における燃料費の補填等については、商工観光課長から回答いたさせます。

次に、地元企業の活性化とグリーン産業企業の誘致についてお答えします。

新しくなった環境基本計画にもお示ししましたが、再生可能エネルギーの利活用に関する産学官の取組みや市内事業者の再生可能エネルギー及び省エネルギー設備導入支援に取り組んでいく考えです。また、本市の特色である豊富な森林資源の木質や、肥育牛の牛糞等によるバイオマス発電等の新たなエネルギー供給など、エネルギーの地産地消に向けた仕組みづくりにも取り組んでいく考えです。

具体的には、産学官連携による研究組織の立ち上げを目指し、どんな再生可能エネルギーがどういった用途に使えるのかなど、幅広く研究、検討し、取組み内容を対外的にアピールしながら、地元へ根差した企業の育成と付加価値の地域循環の仕組みづくりに取り組んでまいります。

次に、ゼロカーボン宣言のまちづくりについてですが、市道の除排雪業務については、毎年除雪計画書を作成し、それぞれ事業ごとの要綱を定め、その基準に則し作業を実施しています。排雪については、市内の雪押し場約1,400ヵ所と、道路脇の雪を降雪等の状況により、攪拌作業、または排雪運搬を行うとしております。特にここ2年は近年にない豪雪であり、令和3年度の道路除排雪経費は過去最大となる見込みです。

排雪費の推移についてですが、年々増加傾向にあり、近年は約2億円と10年前と比較し2倍以上となっています。平成30年度から本格実施した間口除雪などのきめ細かな除雪や、降雪量などによる気象の影響が一番の要因ですが、近年の労務費や燃料費の上昇も大きな要因となっています。

除排雪経費の抑制については、本市だけでなく、雪国の自治体において同様の課題であることから、国や県、さらには札幌市のような生活道路の新たな除雪を試行している自治体も参考にしながら、関係機関と連携し実施してまいります。

排雪をできるだけ抑えるという意味では、今回の環境基本計画や都市計画マスタープランで柱の1つに掲げておりますが、住居から公道まで除排雪の負担を極力低減する無雪化住宅や無雪化ゾーンの実現により、雪の負担の少ないまちづくりを目指して取り組んでまいります。

次に、雪押し場の雪を活用した取り組みとのことですが、雪氷熱等への雪の利活用については、現在、庁舎の雪冷房設備のほか、民間団体等において、そばを入れて付加価値を高める雪室の活用が行われています。

が、雪押し場の雪を活用した事例はございません。

また、現在の雪押し場のほとんどが地区からお借りしている個人の土地であり、春には排雪することを前提として借用している場所です。そのため雪押し場の雪の活用には、地域の皆さんからの合意と協力が必要であり、さらに雪の利活用に際しては、地域にメリットを生むことが重要だと考えています。雪にはさまざまな可能性があると思われまますので、ゼロカーボンシティの実現に向け、議員各位からもアイデアをいただきながら、元気な尾花沢を語る会等でも話題にしていきたいと考えております。

次に、アフターコロナの今後の対策についてです。

まず、市内での無料PCR検査の状況についてお答えいたします。

山形県では、新型コロナウイルス感染に不安のある無症状の方や、飲食、イベント、旅行、帰省等の経済社会活動を行うために必要な方を対象に、令和4年8月31日までの期間、山形県PCR検査等無料化事業が山形県PCR自主検査センター、民間調剤薬局等の協力を得て実施されています。実施事業所数は令和4年6月19日現在で113事業所となっており、尾花沢市内では1事業所で実施しています。

アフターコロナ、ウィズコロナにおいて、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る上でも、無料PCR検査事業は重要であり、実施事業所がさらに拡大し、検査しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

今後とも、市内事業所に対しては、機会を捉えて検査実施事業への協力の意向を確認し、県に対しても、引き続き事業を継続していただけるよう要請してまいります。

次に、アフターコロナにおける交流対策についてです。

国では、新型コロナウイルス感染症の水際対策としていた入国制限を6月から2万人に引き上げ、また、外国人観光客の入国も6月10日から再開しました。本市では銀山温泉を中心に、外国人観光客の来市が予想されますが、観光庁から6月7日に外国人観光客の受け入れ対応に関するガイドラインが出されておりますので、そのガイドラインに準じた対策を取り組んでいく考えです。

ガイドラインの中心は旅行者者に向けたものであり、特にツアー参加者に対し添乗員が取るべき具体的な対応が示されていますが、受け入れ側としても、その内容を熟知するとともに、業種別ガイドラインに基づいた感染症対策を、施設の規模や各施設の実情に合わせ

さらに徹底していただけるよう、銀山温泉並びに、指定管理受託者等へ再確認したところです。

また、現在実施されている県民割については、7月前半から全国を対象とした観光需要喚起策へと転換することが公表されましたが、これを契機として、地域観光も含め、さらに交流人口の増加が加速するものと期待しています。本市の観光関連施設は、事業者の取り組みにより感染症対策ができていますものと思いますが、市民の皆様をはじめ、お越しいただく観光客の方々に安全安心を提供できるよう、さらにニーズにあわせた対策をしっかりと講じていただくために、市としても支援していく考えです。

次に、歴史文化の継承保存拠点づくりについてお答えします。

まず、芭蕉、清風歴史資料館を中心とした商店街活性化についてですが、本市の観光において、市内周遊観光ルートの構築や市内中心部への観光客の誘導は、長年の課題となっています。令和4年3月に策定した第2次尾花沢市都市計画マスタープランにおいては、市街地の芭蕉、清風歴史資料館、周辺の養泉寺や尾花沢小学校敷地内の代官所跡を歴史文化拠点として位置付け、これらを活かした新たな街並み及び観光ルートを整備し、隣接する商店街への観光客の誘導を図ることとしております。現在、芭蕉、清風歴史資料館周辺に、宿場町の面影を伝える建物はほとんど見られない状況ですが、古からの歴史を踏まえ、歴史的、文化的な街並みを整備していくためには、何よりも地区内における合意形成が重要と考えております。さらには、統一的な建物の意匠や中央通り線及び桮新町線沿線の電線地中化も含めた、複合的な事業展開も必要と考えております。まずは、歴史的、文化的なまちづくりの先進地である天童市や金山町の事例も参考としながら、地域の皆様や商店街の皆様の声をお聞きしてまいります。

次に、俳句道場についてですが、芭蕉来訪300年記念事業として、平成元年に山形県少年少女俳句大会が開催されました。この事業に併せた形で芭蕉、清風歴史資料館に俳句ポストが設置され、年に一度、投句いただいた作品を審査し、句集にまとめていた経過があります。しかし、年々投句数が減少していったことや、資料館本来の業務が滞っているとの指摘があり、検討の結果、廃止された経緯があります。また、山形新幹線の開通や、べにばな国体の開催があった平成4年頃に、紅花の山形路観光キャンペーンの一環として俳句関連の事業が行われており、その際、山刀伐峠にも俳

句ポストが設置されました。しかし、冬期間にポストが破損したり、ごみを入れられるなどのいたずらが相次いだことなど、管理に大変苦慮したため、廃止になったとお聞きしております。

このような状況を考慮しますと、商店街での俳句ポストの設置場所や管理をはじめ、選句、表彰、披露までの一連の事業を、どのような形で実施していくことができるのかを十分検討しなければ着手できません。

次に、花笠踊り資料館についてですが、尾花沢地区公民館については、これまで尾花沢地区区長会から、北町地区の警察署跡地にコミュニティセンター機能を有した複合施設の建設要望があり、その際、旧市民会館における囃子屋台の格納機能をどうするのかも含めて検討してきた経過があります。また、第2次尾花沢市都市計画マスタープランでは地区公民館を地域の拠点として位置付けており、北町地区についての再編計画も検討していく考えであります。やはり、花笠踊り資料館としての機能については、花笠踊りの発祥地である徳良湖の現地にあることに意味があり、徳良湖周辺に設置することが望ましいと考えております。先日の徳良湖100周年記念事業として、現地において、約300人の参加を得て源流踊りが実施されましたが、徳良湖築堤の歴史を今の私たちの意識に甦らせるものとなったことは、感慨深いものであります。これまでも先輩方が湖畔に顕彰碑を建立し、踊りの奉納を行うなどの取り組みが節目節目に行われてきました。今回の100周年記念事業が、このような先人の思いの延長線上にあることを認識しながら、今後もこれまで携わってこられた全ての方々を大切にしながら取り組んでまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長(青野隆一議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(間宮康介君)

私のほうから、重油炊きボイラー関係についてお答えさせていただきます。

徳良湖温泉花笠の湯は平成16年に竣工し、開設当初に設置した重油炊きボイラーが1台、また、花笠大浴場御所乃湯については、平成22年度に更新した重油炊きボイラーが1台、現在稼働しているところでございます。

燃料費の補填につきましては、指定管理の協定に基づき、そのリスク分担に応じて適切に処理すべきと考えてございますけれども、令和3年度、徳良湖温泉花笠の湯については301万3,000円、花笠大浴場御所乃湯

につきましては182万8,000円が補填されてございます。

燃料費について、令和4年から向こう5年間の相当費用ということでございますけれども、ご存知のとおり、現在も燃料高騰が続いていく中、見えない状況が続いておりますので、試算というところがなかなか難しいところでございます。現在、実勢価格の動向などを見ながら必要に応じ、適切に支援してまいりたいと考えてございます。

また、バイオマスボイラーの活用につきましては、温泉施設の規模、時間やシーズンによって供給量が変動することから、単純にバイオマスボイラーのみでの稼働ということは、営業に支障をきたすことも考えられると思います。

このようなことから、県内でも、バイオマスボイラーを活用している事例について、温泉との併用は行われていないようでございますので、今後、そういう同様の施設の導入状況などをさらに研究を進めさせていただいて、重油炊きボイラーのみならず、使用可能な再生エネルギーの方式等々研究させていただきたいと思っております。以上でございます。

◎議長(青野隆一議員)

塩原未知子議員。

◎7番(塩原未知子議員)

それでは順を追って再質問させていただきたいと思っております。

まず初めに、尾花沢スイカ出荷式の開催地についてですけれども、今年は尾花沢からということで、本当に安堵しております。また、先ほどご説明の中で、みちのく村山農業協同組合さんのほうの主催ということだということをお聞きしまして、ぜひこのあたりは、尾花沢市の主催ということにはならないのでしょうか。先ほどのお話でいくと、交互にということも、たぶん組合さんのほうの都合だと感じましたので、その点いかがでしょうか。

◎議長(青野隆一議員)

農林課長。

◎農林課長(岸栄樹君)

お答えさせていただきます。市長答弁にもありましたとおり、出荷式というのは全国的に、集出荷をつかさどる団体が初出荷の際に行われているというふうな認識をさせていただいております。ですので、市のほうでは、今後とも尾花沢スイカであれば農協さんが行う出荷式、こちらのほうが全国的に見てもPR効果の高いものというふうな捉えてございます。

◎議長(青野隆一議員)

塩原未知子議員。

◎7番(塩原未知子議員)

実は先日、ふるさと納税の尾花沢スイカの出荷数でいくと、JAみちのくさんよりは、尾花沢物産協会さんのほうが多いという情報をお聞きしまして、これに関しまして、市内の事業者、スイカを作ってる事業者数としては、ボリュームとしてはどちらのほうが大きいのでしょうか。尾花沢市内のスイカとしては、私はあのふるさと納税、これから大きな位置付けがあると思いますので、その点に関しまして、PR効果は逆に尾花沢市からの発信のほうがずっと良いのではないかと考えているところなんですけれども、いかがでしょうか。

◎議長(青野隆一議員)

農林課長。

◎農林課長(岸栄樹君)

農林課のほうからは、生産者数のほうからの見解でお答えをさせていただきたいと思います。議員ご存知のとおり、農協の系統と、系統外で尾花沢スイカのほうで流通をさせていただいてございますけれども、今現在、私の手元に詳細なデータがないので、なかなかお答えが難しいんですけれども、系統である農協の担当のほうは、半分ぐらいではないかというお話は頂戴したことがございます。根拠はございませんので、よろしくお願ひします。

◎議長(青野隆一議員)

塩原未知子議員。

◎7番(塩原未知子議員)

それでは、今後本当にふるさと納税というのが大きな位置付けを、尾花沢市の財政にも影響するということが考えられます。これからのPRとしては、インターネットを介して、さまざまな情報がしっかりとリンクしていかないと、売り上げ、売り上げというか、ふるさと納税の人も上がっていかないとしますので、どうぞご検討いただきたいと思ひます。

次の質問にいたします。大正ロマン次世代エネルギーパークの活性化について、10年前に認可をいただきまして、さまざまな効果があったということをお伺いしました。多い年には100名を超える視察の受け入れがあったと。大変効果があるものだなと。ここ最近、コロナ禍でどうしようもない状態でありましたけれども、ここ最近の様子というのはどのような感じに推移しているのでしょうか、お聞かせください。

◎議長(青野隆一議員)

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長(本間孝一君)

エネルギーパークにつきましてのここ最近の状況でありますけれども、新庁舎が建設されまして、エネルギー棟のほうで完成したところでございます。そちらのほうの見学ということで、人数等は把握してございませんが、見学のほう来てるようでございます。以上です。

◎議長(青野隆一議員)

財政課長。

◎財政課長(菅野智也君)

庁舎についての視察についてでございますが、令和元年度開庁しましてから、これまで19団体、256名の視察がございました。以上でございます。

◎議長(青野隆一議員)

塩原未知子議員。

◎7番(塩原未知子議員)

私はこの新庁舎、もっともついろいろな方に見ていただきたいと思っております。この新庁舎の良さというか、皆さんが本当に時間をかけて検討して、エネルギー棟のほうも作られたと思ひます。このエネルギー棟の効果としては、どのような効果があったのか。ちょっと私もあの数字もらっていないので、分からないんですけれども、分かる範囲で結構です。雪室の時、入れた時に、電気代とかはどれぐらい下がるものでしょうか。

あとまた雪の除排雪費としては、屋根の雪下ろしをしなくなったと思ひます。その点あたり、どのような効果があるんでしょうか。お聞きしたいと思ひます。

◎議長(青野隆一議員)

財政課長。

◎財政課長(菅野智也君)

雪冷房の効果についてでございますが、エネルギー棟のほうに雪を360㎡入れることができますけれども、令和元年度の冬というのが、記録的な少雪の年でございました。令和元年度にエネルギー棟に雪を入れることができなかつたわけなんですけれども、翌年度、令和2年度と令和3年度の電気代と比較してみますと、気象条件ですとか、あとは庁舎の利用状況、同じ条件ではございませんので、単純に比較することはできませんけれども、電気の使用料、あと使用料金、ほぼ同額でございました。ただ、エネルギー棟のほうに360㎡の雪を蓄えた場合、ワンシーズンでおおよそ1万2,000kw程度の冷房負荷が出るというようなことで計画しておりまして、現在の電気料金で換算しますと、おおむね30万円程度になるのかなというふうには試算し

ております。

また庁舎の雪下ろしについてですけれども、旧庁舎の時にどれくらい経費がかかったかということになりますが、だいたい、平成26年度から、だいたい5ヵ年分を見ますと、年1回の雪下ろしで、おおむね80万円弱というような状況でございます。以上でございます。

◎議長(青野隆一議員)

塩原未知子議員。

◎7番(塩原未知子議員)

いろいろな形で、この庁舎は雪を利活用する。あとは雪を、除排雪費を削減するというので、数字が見えてきていると思います。ですので、もっともっと、このエネルギーパークを活用して、この庁舎に足を運んでいくような工夫が必要だと思います。また、あの市内では雪室に関して、4件ほど作られているとありました。あと雪室そば、これももっともっとPRして、今の時期、たぶん一番効果が上がると思います。その点に関しまして、私残念に、大変残念に思うんですけども、徳良湖温泉花笠の湯、そこにも雪室があるんですが、最近はずごく古くなってしまって看板も見えないような状態です。これに関しましては、今後どのようにお考えでしょうか。

◎議長(青野隆一議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(間宮康介君)

お答えいたします。議員仰るとおり、徳良湖の雪室については、現在稼働はしておりますけれども、やはりちょっとだいが古くなってきて、看板等も老朽化しているのは確認してございます。この7月から今年についても、雪蔵そばということで、1ヵ月間のそば屋さんのイベントとしてやる予定になってございますし、この雪蔵につきましても、看板も含め、少しリニューアルなども検討していく時期なのかなと思ってございます。以上でございます。

◎議長(青野隆一議員)

塩原未知子議員。

◎7番(塩原未知子議員)

せっかく10年間のいろいろな実証実験、またさらには効果があるものですから、これをもっともっと尾花沢を広げていく必要があると思います。そしてこの名前であります大正ロマンと付けたことの、最初の思いというのがありまして、これはあの銀山温泉も含め、尾花沢市内、さまざまところ、雪をとにかく尾花沢をPRしていく。本当はマイナスな、除排雪費という

ことになると、マイナスになるかもしれないんですけども、この雪こそ宝なんだという願いがこもっているものであると私は捉えておりますので、その点に関しまして、先ほど商工課長さんのほうの説明でありますと、花笠の湯のボイラー関係も含めまして、雪だけでなく、バイオマスボイラーなども利用して、さらには、あそこの花笠の湯は、雪室からの冷熱を脱衣所のほうまで取り込む、建物としても工夫がなされておりました。それが今では通気口を塞いで、残念なことに、冷熱が出ない状態になっております。そのように、さまざまところ、10年前から工夫しているところをさらに広げていただきたいと思いますけれども、その点いかがでしょうか。花笠の湯に関しまして、ぜひ、副市長、ご答弁をお願いしたいと思います。

◎議長(青野隆一議員)

副市長。

◎副市長(石山健一君)

花笠の湯についてはですね、今の雪室の話のほかにも、さらにはあそこは太陽光パネルも設置されているということで、元々はやはり再生可能エネルギーの可能性について、最初に市民の皆様、利用者の皆様方にですね、知っていただく施設として位置付けられていたものというふうにも捉えております。

今日のようにですね、さらにその環境問題が大きく取り上げられて、再生可能エネルギーの重要性が増して、ますます増してきておりますので、今議員からご提案あったことについて、もう一度私も足元しっかりとですね確認して、取り組めるものについて、どういふふうにしていったらいいか検討したいと思います。よろしく申し上げます。

◎議長(青野隆一議員)

塩原未知子議員。

◎7番(塩原未知子議員)

よろしくお願いいたいと思います。とにかく尾花沢はいろいろな資源があると思います。見方を変えると、それが遠くから来る方のチャンスになりますので、どうぞよろしくお願いいたいと思います。

次の質問をいたします。雪を眺むる尾花沢ゼロカーボンシティのまちづくり。これ1年経過したわけですけども、さまざまな課題があると思いますが、皆さんと協力してやっていくということで、除排雪経費の削減に関しまして、やはりさまざまな工夫をしていく必要があるということで、どのように今後お考えでしょうか。無雪化ゾーン、無雪化住宅、このように計画の中にはありますけれども、実際どのような感じなの

か、私のほうはイメージできないところでありまして、都市計画マスタープランもできましたので、このあたりどのようにお考えなのか市長、お答えください。

◎議長(青野隆一議員)

建設課長。

◎建設課長(齊藤孝行君)

私のほうからお答えいたします。除排雪経費につきましては、やはり年々増加しているところでありまして、先ほど市長の答弁の中にもありまして、一番は降雪と、あとは間口除雪というふうなことで、きめ細かな除雪をやっております。それが一番大きな要因かなと。あとは最近、世界情勢の中で、やはり燃料の高騰ですとか、労務単価のほうが上昇しております。そちらの影響もあって、除雪費のほう増大している状況にあります。今後やはりこういうふうな除排雪についても、軽減していくような方向で、さまざま関係機関と調整しながら、検討していく必要があると考えております。都市計画マスタープランの中で、無雪化ゾーンというふうなことで今回計画しております。

塩原議員のほうからは、その雪押し場についての雪氷熱の利用というような提案でありますけれども、まず都市計画マスタープランの中で謳っている無雪化ゾーンのほうを重点に置きながら、そちらの部分と関係機関と調整しながら、実施に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

◎議長(青野隆一議員)

塩原未知子議員。

◎7番(塩原未知子議員)

さまざま検討する実験段階のような言葉がいっぱいあるんですけれども、実質、いろんなことをやり始めるということで、まずは舵を切っていただきたいと思っております。研究機関とは言いますけれども、市内の関連する、連携する研究機関というのは、どちらのほうになるのでしょうか。

◎議長(青野隆一議員)

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長(本間孝一君)

環境基本計画の中で、産学官により研究していくというふうにございます。民間につきましては、再生可能エネルギーに取り組んでいる事業者ということになるかと思っております。また、学につきましては、環境審議会の会長でもあります東北芸術工科大学さんとか、そちらのほうからもご意見のほういただければと考えております。以上です。

◎議長(青野隆一議員)

塩原未知子議員。

◎7番(塩原未知子議員)

ぜひ大学に限らず、さまざまなところと連携を組んでいただきたいと思います。実は4年前に、北海道のほうの国の研究機関というか、道の研究機関のほうで、流雪溝を利用した地中化、電線地中化の部分も可能性があるような研究機関がございました。おばねクラブに属していた時に視察させていただいたんですけども、大変いろいろな技術革新がありまして、進んでいるような感じを受けます。ですので、学校も含めまして、いろんな研究機関がございまして、日本には、ですので、そういうところと連携していただきたいと思います。

また、先日なんですけれども、エコカップやまがた2021という冊子を、環境整備課の前からいただきました。そこで、県内の高校なんですけれども、探究部の中で、温泉と雪で熱発電という、すばらしい、何かもうこのタイトルを見ただけでもワクワクするような事業をやってらっしゃる、部活動だと思っておりますけれども、そういう学校もございまして。高校でさまざま、これからAI部なども尾花沢連携するかと思っておりますけれども、このように学校がいろいろチャレンジしているところに、尾花沢も協力するようなことがございましてでしょうか。ご答弁ください。

◎議長(青野隆一議員)

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長(本間孝一君)

温泉と雪で発電できるということで、豪雪地の尾花沢では大変興味深いものがあると思っております。新たな取り組みとして検討させていただきまして、できるものから進めまして、ゼロカーボンシティを目指していきたいと思っております。以上です。

◎議長(青野隆一議員)

塩原未知子議員。

◎7番(塩原未知子議員)

ぜひ頭を柔軟にして、いろいろな角度から尾花沢の雪に挑んでいただきたいと思います。

では次の質問いたします。アフターコロナ対策につきまして、先ほどご答弁の中で、市内1カ所、無料の県の事業を受けられる場所があると聞いて、大変安心しました。これから、さまざまなところからの交流が活発になります。尾花沢は特に銀山温泉には、皆さん、インバウンド、並びにいろいろな国内の方々も来られると思っておりますが、昨日も伺ったところ、体制は万全に、本当に皆さん丁寧にやられておりました。ですので、



この点も含めまして、しっかりと対策、尾花沢市のほうも取っていただければと思います。そして、以前以上に活発な交流が期待されますので、ぜひやっていただきたいと思いますが、その点、いかがでしょうか。何か今後の新たな展開などございますでしょうか。

◎議長(青野隆一議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(間宮康介君)

お答えいたします。今議員からあったとおり、人の流れというのがだいぶ入ってくるかと思えます。これから夏休みとか、そういう時期にも差し掛かるということもございまして、銀山温泉をはじめ、各観光立ち寄り施設の皆様には、感染対策の徹底ということでお願いしているところでございます。

県のほうでもコロナ対策費用の支援などもございまして、そちらの活用のご案内。あとはこれから観光に向けた、今回の6月定例会にも上程させていただいております旅行の支援ですとかというものもうまく活用しながら、人が回っていきけるような対策を、きちんと考えていきたいと思えます。よろしく申し上げます。

◎議長(青野隆一議員)

塩原未知子議員。

◎7番(塩原未知子議員)

そのようにお願いいたします。特に本町のほうにその流れを、銀山から徳良湖を経由して本町のほうにもぜひ流れを、流れるような仕掛けをこれから長い時間かけてやっていっていただきたいと思えます。

芭蕉、清風歴史資料館が今年40周年、40年になります。それに関しまして、5番目の質問、芭蕉10泊のまち尾花沢、本町に歴史文化の継承の拠点作りということで、どうしてもやっぱり商店街のほう、いろいろな事情なんだろうけれども、空き地が多くなってきたなど思っております。この点に関しまして、先ほど市長の答弁の中には、本当に積極的に電線地中化も含めた、複合的な事業展開も必要だというお考えがあると仰っておりました。この点に関しまして、今年、芭蕉来訪333年ということで、各地では俳句の会とか、あとは俳句の募集ということをやっております。その点も含めまして、市長ご答弁、もう一度この尾花沢の本町の活性化に対して思い、お願いいたします。

◎議長(青野隆一議員)

市長。

◎市長(菅根光雄君)

非常に貴重なご意見だと思います。前から、今尾花

沢市内で俳句を本当にご指導いただいている、大類先生いるわけですが、彼ともいろんな形で話しますと、毎年こういうのをやりたいと。私はやってくださいと。やるにはやるなりの体制を組まなきゃいけない。ただ設置しました、それで良いかというとなかなかそうもいきません。誰が管理して、どういうふうな集約の仕方をするか、そのシステムを作っていくかなくちゃならないと思えますので、これについては、ただ単に資料館のほうに押しつける形じゃなくてですね、社会教育課のほうでも、または子どもたちを対象として考えていくことを考えたら、こども教育課のほうでも教育委員会のほうでも、やはり共に考えていかなきゃいけないであろうというふうに思えます。先ほど来いろんな貴重なご意見いただいておりますけれども、まず尾花沢市内に誘客していくのに、どうすればいいのか。非常に難しいです。1つは、銀山温泉において。それを何とか徳良湖まで引っ張ってくる。徳良湖まで来てくれたら、それを今度はまちの中にどうやって引っ張ってくるか。そこをつなげていかなきゃならないんですよ。それに対して、できたら議会からも、皆さんからいろんなご提案いただきたいというふうに思うんですけども、意外と少ないなという感じいたします。もちろん、尾花沢のまちの中に、観光客を引っ張ってくるというのを考えた時にですね、どんなに資料館が頑張ったとしても、地域が一丸となって取り組むとか、地域の方々がそういうふうな立ち上がる意思を表明していただくことというのは、すごく大事だと思います。ことある時に、私もそういうふうな歴史の道を作り上げるという形で、地域の力が重要だとお話いたしました。しかし、それ以来、何も返事はございません。ですから、やはり私たちのほうで、行政で全てやるものではなくて、地域を活性化させるということは、地域の力が何といても必要なんだと。もちろん商店街の皆様も、じゃあ尾花沢に来た観光客をどこの店に誘導していくのかと。現在の商店街で、観光客をここに誘導していくべきだというふうな案があれば、私たちはそれを積極的に考えていくべきであろうと思えます。そんなふうにして、やはり行政だけでやるものではなくて、商工会をはじめ、専門店会もそう、みんな力を合わせてやっていかないと、これはできないことだというふうに思えます。ただ、できないだけじゃしょうがないので、何とか引っ張ってくるための手立てとして、そこが拠点となるのは、やはり資料館であろうというふうに思えますし。そして現在、尾花沢小学校の跡に、北限の代官所の跡があった痕跡

は何もないわけです。それをどうやって作り上げるかというところですね、やはり地域の皆さんからお声をいただきたいというふうに思います。

さらに養泉寺。養泉寺については宗教団体です。この宗教団体からご理解とご協力をいただかなければ、養泉寺すらきちんとした対応が取れないというのが現状です。そここのところも含めてですね、行政も一体となって取り組まなくちゃならないと思っておりますし、そこに来たお客さんをどういう形で出迎えるかと、その流れを作ることができないうちに、こうだ、ああだというのはなかなか厳しい部分があるかなというふうに思います。できることなら、多くの皆さんに、いろんな貴重なご意見をいただいた上で、そして取り組んでいけたら、もっともっと尾花沢のまちの中も元気になるものだと私は思っています。

◎議長（青野隆一議員）

塩原未知子議員。

◎7番（塩原未知子議員）

やはり、コロナで2年間祭りがなかったわけですが、これから、夏には、今年はあると言っております花笠まつり。あと、ずっと歴史を刻んでいます祭り屋台、こちらの27日と28日の祭りということが、大きなきっかけを生むのかなと思っております。人数も本当に少なくなっておりますが、あの祭りは本当に尾花沢の歴史と文化を物語る形であると思います。それが練り歩く街並み、この街並みの保存こそ、本当の意味での、これからどういうふうに私たちが文化を継承していくのかの指針になるのではないかと思います。ですので、どうぞこのあたりも十分に配慮しまして、今年のお祭りの成功を祈っております。

最後に屋台の格納庫、これが古い旧市民会館を利用して保管されておりますが、毎年、出したりしまったりする時に大変苦勞しております。その点に関しまして、建物も老朽化しておるでしょうけれども、その形をしまうということだけでなく、その祭りに対しての屋台という重みも含めまして、今後どうお考えなのか。その点だけお聞きしたいと思います。

◎議長（青野隆一議員）

総合政策課長。

◎総合政策課長（永沢晃君）

屋台の格納庫については、今、旧市民会館、そこは元々そういうふうな作りでないものですから、みんなが集まって出して、それでまた片付けるというふうな行為をしております。各団体のその持ち物というもので、市のほうでそこをお貸ししているような形になっ

ております。それがこうずっと来ている。今その運営している団体のあり方についても、1つ、地域の方々に持っていくのは難しいというような話も、意見も出されております。それを含めて、今市としての考え方はいかがなのかというふうに、実は聞かれてはいるんですけども、いやそれはまず、これまで祭りを実行してきた地域の方々が、どういうふうに考えているんだと。もしかすると、この地域とこの地域が一緒になって今後管理していくということも、いろんな考えあるんでないかということで、再度地域のほうにボールを投げておるような状況にもあります。その際に、その屋台についてもどう扱うのかという部分を、再度検討したいというふうな流れにはしております。ただあの、今後そういうハードの部分についての整備もそれに付随しますので、必ずハード部分についてのあり方も、これは市としての行政課題として、それは支援していくべきだというふうに考えておりますので、併せて、地域の方の考えをそこに活かせればいいなというふうに思っております。以上です。

◎議長（青野隆一議員）

塩原未知子議員。

◎7番（塩原未知子議員）

ぜひ、形のないものですが、形を残すということが大切だと思います。どうぞよろしく願いいたします。以上、私の質問を終わります。

◎議長（青野隆一議員）

以上で、塩原未知子議員の質問を打ち切ります。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時12分

◎議長（青野隆一議員）

再開いたします。

次に10番 鈴木清議員の発言を許します。鈴木清議員。

[10番 鈴木清議員 登壇]

◎10番（鈴木清議員）

通告にしたがい一般質問をさせていただきます。私の質問は大きく3点です。

1つ目、ヤングケアラーの支援をどう行うか。大人の代わりに家族の世話をするヤングケアラーの全国調査が、厚生労働省によって昨年、中学生、高校生と、今年小学生と大学生の調査が行われ、4月に発表がされました。ヤングケアラーの割合は、小学6年生

6.5%、15人に1人、中学2年生5.7%、17人に1人、高校2年生4.1%、24人に1人、定時制は8.5%、12人に1人、通信制は11%、9人に1人、大学3年生6.2%、16人に1人という結果となりました。全国調査の発表は大きな驚きと反響を呼んでいます。本市のヤングケアラーの支援をどう行っていけば良いか。関係機関である福祉機関と教育機関について、以下質問いたします。

①ヤングケアラーの福祉機関では、ヤングケアラーの問題をどう認識し、これまでどんな取り組みを行ってきたか。全国調査を受け、どんな支援が必要と考えるか。

②まずは本市のヤングケアラーの実態を把握する必要がある、ヤングケアラーの声を聞くところから始めるべきと考えます。教育委員会で実態調査を行う考えはありませんか。

大きい2番です。保育士等への処遇改善は届いているか。

コロナ禍の中で、保育は社会を支える大切なエッセンシャルワークであり、極めて公共性の高い仕事だと認識されましたが、一方で、全産業平均賃金と比べ、月9万円以上の差があります。そのため、処遇改善として、2月から保育士等への収入を3%程度、月額9,000円引き上げるとした、保育士等処遇改善臨時特別事業が3月定例会で全議員が賛成し決定しました。以下お尋ねします。

①保育士等への満額1人9,000円が届いているか。届いていないとすれば、何が問題となっているか。

大きい3番目です。ウクライナ避難民の受け入れ。

ロシアによるウクライナへの侵攻が続く中、県内ではウクライナ避難民を受け入れ、受け入れ希望の自治体が、山形市、鶴岡市、酒田市、南陽市、米沢市、そして尾花沢市と増えてきています。ウクライナ避難民を本市でどう受け入れていけば良いかを考えるため、以下質問します。

①本市は何人ぐらいの避難民の受け入れを考えているか。本市にとって、ウクライナ避難民を受け入れることには、どのような意義があるか。

②現在どんな準備を進めているか。課題は何と捉えているか。

以上で、質問席での質問は終わりますが、答弁によりまして、議席での再質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

◎議長（青野隆一議員）

市長。

〔市長 菅根光雄 君 登壇〕

◎市長（菅根光雄君）

鈴木清議員からは大きく3点のご質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず、ヤングケアラーについてですが、ヤングケアラーは、平成30年度に行われた厚生労働省による「子ども子育て支援推進調査研究事業」の実態調査の中で、「年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を背負って、本来、大人が担うような障害、病気、精神疾患のある保護者または祖父母の介護や年下の兄弟の世話などをすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子ども」と定義されています。

こうした子どもの中には、家族の介護や世話を日常的に行うことが重い負担になり、心身に不調をきたしたり、学校教育に影響が出たりすることがあるようです。しかし、家庭内の問題であるため、地域や学校で認知されにくいことが、問題を深刻化させている原因の1つとして挙げられています。

本市の状況を申し上げますと、要保護児童対策地域協議会を2カ月に一度開催し、家庭環境に問題がある子どもの早期発見に努めていますが、現在のところヤングケアラーに該当する子どもはいないと報告を受けています。今後とも、家庭児童相談員による保育園、小中学校の巡回訪問や、各地域の民生児童委員とも連携を図りながら、情報収集に努めていく考えです。

次に想定される支援についてですが、まずはヤングケアラーとはどういうものか、どういう問題があるのかを多くの人に理解していただけるよう、広く周知していくことが必要であると考えています。併せて早期発見、把握や相談支援などの支援策の推進に取り組む必要があると考えています。特に第7次尾花沢市総合振興計画では、子どもは地域の宝として、子育て環境の充実を謳っていますので、子どもらしい生活が送れ、健全な発達、成長が図られるよう、福祉サービスによる支援のほか、学習支援などにもつなげていく仕組みを構築していく必要があると考えています。

なお、ヤングケアラーの実態調査の件については、教育委員会より答弁いただきます。

次に、保育士等への処遇改善についてです。

保育所等の運営は営利を目的とせず、国が決定する公定価格を基とした給付費で行われており、保育士の賃金はその運営費の中からあてられるため、他業種と比較して一般的に低いとされています。令和3年11月に保育士等の処遇改善を含めた「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が閣議決定され、エッセン

シャルワーカーといわれる、看護、介護、保育、幼児教育の現場で働く方々の収入を3%程度引き上げることとしました。こうした国の方針を受け、本市では民間保育所、認定こども園及び放課後児童クラブの受託事業者である市内2法人を対象に、処遇改善臨時特例事業に取り組んでまいりました。その結果、対象となった事業者では給与規程を改定し、勤務する全ての職員に対し3%の賃金改善がなされたものと捉えております。今般の事業については、保育士等の処遇改善に向けた大きな一歩だと捉えていますが、保育士等の賃金水準は、未だ他業種より低いようで、保育士の安定的な確保と質の高い保育環境の維持を図るためにも、処遇改善の取り組みは継続していかなければならないと考えています。

なお、今回の事業の実施期間は、令和4年2月から9月までとなっていますが、10月以降も、公定価格の見直しによる引上げ措置等により、取り組みは継続される予定だと聞いております。今後も施策の強化とさらなる推進を国に対して求めていきたいと考えていますので、議員各位からのお力添えをお願い申し上げます。

次に、ウクライナ避難民の受け入れについてお答えします。

ロシアのウクライナへの侵攻が続く中、民間人も含めた犠牲者は日に日に増加しています。先の3月定例会においても、「ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議」がなされましたが、ロシアによる侵攻は国際人道法に違反するものであり、断じて許すわけにはいきません。このような状況が長期化する中、日本に入国するウクライナからの避難民は増えており、出入国在留管理庁のまとめによると、令和4年6月12日現在、全国に1,274人が在留しています。避難民の多くは、親族や知人などの人的なつながりを頼りに在留地を選んでおり、現時点で県内に避難している方はいらっしゃいません。こうした中、山形県では、いち早く県営住宅を確保するとともに、一時的な滞在や住まいの相談などの支援策を検討していくとし、3月17日に県庁内に組織を立ち上げました。また、県内の市町村や民間企業においても、住まいの提供など避難者支援の意向を示すなど、助け合いの輪が広がってきています。

本市でも、日本政府のウクライナ避難民受け入れ方針に賛同し、避難民受け入れを積極的に進めていきたいと考えております。ウクライナ避難民の受け入れには、人道支援という大きな意義があると捉えています

ので、人命はもとより、人間の尊厳を守るという強い使命感を持って取り組んでいく考えです。

受け入れ準備についてですが、現時点では住環境に関する支援を検討しており、市営住宅などを一時的な滞在場所として提供することで、最大10世帯程度の受け入れが可能であると考えております。ただし、避難民の受け入れには、言葉の壁や心のケアなど、さまざまな課題が予想されますので、県や県国際交流協会の協力を得ながら課題解決に努めてまいります。

引き続き、政府の方針や県の動向を注視し、本市への避難を希望される方が安心して滞在できるよう、避難者の声に耳を傾けながら、できる限りの支援をしてまいります。そして、戦禍に巻き込まれ不安な日々を過ごしている方々に心を寄せ、一日も早く平和な日々を取り戻すことができるよう、議員の皆様と連携し取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長(青野隆一議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(工藤雅史君)

それではヤングケアラーの実態調査についての質問にお答えいたします。

文部科学省の調査によれば、ヤングケアラーとは、先の市長の答弁とも一部重複しますが「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども」と定義されております。また、厚生労働省の調査によれば、先ほど議員仰るとおり、義務教育段階において、小学生の約15人に1人、中学生の約17人に1人がヤングケアラーに該当することが分かりました。

国では、ヤングケアラーの支援に向けた福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクトチームを発足させ、令和3年5月17日に報告書を出しております。このことを受け、昨年度、県教育委員会において、児童生徒へ聞き取りせずに、学校が把握している情報による実態調査が実施されました。その結果、本市のヤングケアラー数はゼロ人でした。今年度も同様の実態調査を各小中学校に依頼したところです。当面は、この調査により、引き続き本市の実態把握をしていきたいと考えておりますが、家庭内のことであり、問題が表面化しにくいという課題もあります。まずは、ヤングケアラーの問題を含めて、教職員が子どもたちの変化に気付き、気持ちに寄り添うことで、相談しやすい学校環境

の整備、充実を図ってまいります。以上です。

◎議長(青野隆一議員)

鈴木清議員。

◎10番(鈴木清議員)

ヤングケアラーについては、私の感想では、子どもの貧困という言葉が出た当時と同じくらい大きなショックを受けております。思いのほか%が多いという実態が出ております。それで議長の許可を得まして、私あの資料を作ってみましたので、それをご覧いただきたいと思います。

ヤングケアラーはこんな子どもたちですということ、先ほど定義も言っていましたけれども、18歳以下の子どもたちという定義で、範疇は①から⑩まで10項目あります。これが、日本では法律上の定義はないけれども、日本ケアラー連盟の範疇と定義によって、厚生労働省も調査を行っているというふうなことです。それで、この10項目の範疇の共通認識を、やはり最初持たないと議論が進まないと思うので、ちょっと私質問を考えてきたんですけれども、アニメ映画のとなりのトトロがあるんですけれども、となりのトトロは、お父さん、お母さん、サツキちゃん、メイちゃんと4人家族です。サツキちゃんは、メイちゃんの世話をしており、朝ご飯、昼の弁当、夕食、家事手伝いをしております。サツキちゃんはヤングケアラーと言っていいかどうか。最初にお尋ねしたいと思います。

◎議長(青野隆一議員)

福祉事務所長。

◎福祉事務所長(吉野真広君)

ただ今は、仮想的な質問かと思いますが、ヤングケアラーの深刻化されている原因の1つは、地域や学校での認知されにくいことなのかなというふうに考えております。

ヤングケアラーの特徴としては、幼い頃から介護や世話をすることが日常にあり、家庭ではお手伝いとしてその行為を認めている日本文化があるということですので、その映画については、その日本文化を認めていることなのかなというふうに、福祉事務所としては捉えております。以上です。

◎議長(青野隆一議員)

鈴木清議員。

◎10番(鈴木清議員)

仰るとおりだと思います。アニメと現実をごっちゃにしてはいけませんけれども、アニメの昭和30年代を描いた中では、今現在ではヤングケアラーと言えるような状態だと思います。サツキちゃんは1日7時間以

上家事労働していると思われます。

もう1つ事例を挙げたいと思いますが、私あの中学生の時に新聞配達をしております、家計を支えるためにやっておりましたけれども、私はヤングケアラーだったか。そして今現在、高校生が、コンビニでアルバイトをしている姿が多く見られます。夜中の遅くまでやっておりますが、新聞配達の私と高校生のコンビニの労働はヤングケアラーと言えるでしょうか。

◎議長(青野隆一議員)

福祉事務所長。

◎福祉事務所長(吉野真広君)

それはですね、どのように捉えるかはそれぞれでありますけれども、その時の時代背景もありますので、この場では答弁できるような状態ではないとこのように捉えております。

◎議長(青野隆一議員)

鈴木清議員。

◎10番(鈴木清議員)

私もそのとおりだと思います。この①から⑩の中の6番が当てはまるんですけれども、家計を支えるために新聞配達したとしても、障がい者、家族が、病気の家族がいるかどうか。ケアをする対象があるかどうかで違ってきます。それで現在の高校生も、コンビニで働いたとしても、家庭の状況を見ない限り分かる判断はできないというふうに私も判断します。ですけれども、単なる介護だけじゃなくて、①から⑩までの広い範囲が、ケアとしてのヤングケアラーというふうな認識になると思います。

それでもう一度復習しますと、ヤングケアラーについては、18歳以下となりまして、小中高を考えるわけです。外国では、イギリスの場合だと、18歳以下はヤングケアラー、18歳以上がヤングアダルトケアラーとしてまして、ずっと若者はこう続く、長い範疇で考えていますけれども、日本はまだ18歳未満ということで止めているようです。それで先ほど実態調査を、学校で、児童生徒に聞く、聞き取りはせずに、学校が把握して実態調査しているということでゼロだというふうな回答でした。東根市でもゼロだそうです。長井市では小学生1人、中学生10人いると、そういう実態把握ですけれども、学校が把握したということと、先生方から把握したので、違いがあるのかどうかちょっとお尋ねしたいんですけれども。

◎議長(青野隆一議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(工藤雅史君)

本市の教育相談体制を見た時に、子どもが回答する、したとして、今回の子どもに聞き取りをせず、調査したものと一致しているというふうに、把握しております。

◎議長(青野隆一議員)

鈴木清議員。

◎10番(鈴木清議員)

ヤングケアラーについての調査が非常に難しく、本人は聞き取りをしても、本人はしゃべりたがらない。家庭の事情は外に漏らしてはいけない。それから先生方にも、なかなか話ができない。学校の先生も忙しくて、家庭の事情まで踏み込んで聞けないというふうな事情がありまして、聞き方が非常に難しいんだと思いますけれども、私の作った資料では、右上の一番資料を見ていただきますと、自分がしているケアの仕事は何ですかという質問が1から18までありまして、自分の部屋を掃除するからずっと始まって、最後自分1人で兄弟の世話をするまで、1ヵ月の範囲で、全くしなかった、ときどきした、よくしたという聞き方で、記入させるというのが、これがイギリスの例です。イギリスが進んでいまして、これに応じて書くと、点数を付けて、あなたはヤングケアラーになるというふうな把握をしていくと。言葉でしゃべるのがものすごく伝えにくい、聞きにくい、そこをカバーしたやり方が、こういう調査であります。こういう調査をしたほうが実態が把握できるなというふうに思います。質問になっていませんけれども、それでですね、ヤングケアラーが増えてきているという認識は持っているでしょうか。昔と比べて、増えてきているかどうか。

◎議長(青野隆一議員)

福祉事務所長。

◎福祉事務所長(吉野真広君)

お答えいたします。ヤングケアラーについては、まずは本人がどのように思っているのかという、そこからが始まりますので、自分がヤングケアラーじゃない、もしくは他人から見たらヤングケアラーだと、ここの線引きが難しいこととなります。増えているかどうかという、その時代背景もありますので、分かりませんが、現在におけるヤングケアラー等の把握については、我々福祉事務所においては、先ほどの市長答弁でありましたけれども、要保護児童対策地域協議会、いわゆる1つの要対協ですか、そちらのほうも含めて、福祉事務所サイドだけではなく、教育委員会、医療関係及び児童相談所、または警察、あとは民生児童委員ですか、そこらも含めて、あとは現場の声です

ね、保育園から小学校、中学校までの担当者も含めて協議は行っておりますけれども、まず先ほど議員仰せのとおり、聞き方1つにもいろんなタイプがありますので、増えているかどうかということについては、なかなか難しい問題でありますけれども、その人数については、先ほど市長が答弁したとおりでございます。

◎議長(青野隆一議員)

鈴木清議員。

◎10番(鈴木清議員)

増えているか、減っているかというのは、かなり難しい問題ではありますけれども、日本ケア連盟の方々や研究者の方は、増えているというふうに捉えているようです。なぜ増えているかというのが、真ん中辺のグラフにあります。真ん中のグラフが、共働き等世帯数の推移ということで、実線は共働き世帯、親2人が働いている世帯、点線は男性、お父さんが働いてだけの世帯のグラフの推移ですけれども、1人で働いていけば生活ができるという状態ではなくて、2人の親が一生懸命働くような時代にはなっております。それともう1つ、私の手書きで、一世帯平均が1953年では5人だったのが、2016年には2.47人、2人半になっていると。そうすると、おばあちゃん、お母さん、子ども、これで3人ですよ、お父さん、お母さん、子ども、これで3人、それから、お母さん、子ども2人という場合がありますけれど、それよりも減っているということで、前は5人家族だったので、おばあちゃんが病気すれば、お母さんがケアして、お父さんが働いて収入が得られたのが、子どもに負担がかかってくる、そういう構造的な問題が現在出ていると。ひとり親家庭が非常に増えているという状況がありまして、子どもの負担が大きくなっているということです。本市でも、ひとり親家庭に5万円の給付金の時にも福祉課の説明ありましたけれども、350世帯、350人、いらっしゃる。去年よりも100何人、ひとり親世帯が増えてきているという。ことがあります。そういう状況からして、子どもがケアを担わないといけない状況が増えてきていると。そのため、ヤングケアラーの問題を世界中が今議論しているところだと思います。

それでは質問にいきますけれども、全国調査で表の下のほうが、昨年度と今年の実態調査で、平均すれば6%のヤングケアラーがいるというふうになります。その6%であてはまると、尾花沢市の子どもたちにあてはめれば何人ぐらいになるでしょうか。

◎議長(青野隆一議員)

鈴木清議員に申し上げます。仮定的な、ヤングケア

ラーの定義もさまざまありますけれども、そういった仮定的な質問ではなくて、市で実際に扱っている、その固有の事務、こういうことについての質問をお願いします。鈴木清議員。

◎10番(鈴木 清 議員)

全国調査で明らかになったのは6%です。これに当てはめると、本市で小学生が600人近く、中学生300人、高校生300人、1,200人いるとすれば6%で72人だけでも、本当にそうかどうかは調べないと分からない。都会と田舎では違うのかもしれない。いろんな事情で、調査しないと分からないという。子どもが隠したがるしというふうなことで、このヤングケアラーの問題は難しいところだと思います。結論はなりませんけれども、全国調査が、これ対象が1万人しか調査してないんです。一方埼玉県が、この先行調査の一番下で、高校2年生全員に調査して、5万5,000人調査して、実態調査が出ていると。いろんな議会では、ケアラー支援条例とか出ていると。そういったこうありますけれども、まずは実態調査をしないと始まらないと思うんですけれども、そういう子どもたちに調査して聞き取りをするというふうなことはしていただけないでしょうか。

◎議長(青野 隆一 議員)

市長。

◎市長(菅根 光雄 君)

このデリケートな問題ですんでね。調査をやってどうこうではないと思うんですよ。それぞれの家庭がございます。ひとり親家庭もあれば、両親揃ってそして、じいちゃん、ばあちゃんもいるという家庭もあります。さまざまだと思います。例えば先ほどの中で、例えばひとり親家庭でお母さんが具合悪いと言った時に、お買い物子どもさんをお願いする、「これとこれ買ってきてね」と言ったら、それでもヤングケアラーになるんですか。家庭の中では助け合うというのが、まず日本で長年培ってきたものだと思います。先ほど鈴木議員も自分の自身のことも仰いました。確かに私も兄弟多かったですから、自分の幼い時の話あんまりしたくないんですけれども、実際に母が非常に体が弱かった。そんな中でやらなくちゃならないことは山とありました。でもそんなことをここでヤングケアラーがどうのこうのという形じゃ私言うつもりもないし、ただその家庭その家庭で、手伝わなきゃならないところを、子どもたちが理解した上でやってくれているなら、それをあえてそういうふうに捉えることはどうなのかなと。もちろん、じいちゃん、ばあちゃんいる家

庭の中で、そしてじいちゃん、ばあちゃんがそれを補完してくれているという部分もあるかもしれません。だからそれを、ズカズカと入って行って、調査できるかとそういうふうな問題ではないと思うんです。

実際にちょっとこれはなと思われる部分があったならば、それを収集していくという形にやっていかないと、子どもさん呼び付けて、こうだか、ああだかという形で聞いていっても、なかなか実態というのは掴めないと思います。実際に子どもさんがいろんなシグナルを送る形になると思うんです。長年私も子どもたちに付き合ってきて、そして、ただ勉強だけじゃなくて、心のケアというのが、いろんなそのほかのものというのはいろんな発信がありました。それにどう取り組むかというのは、すごく大事なことであって、学校の先生たちも、そういったところまでやって、心配りをしなくちゃいけないという、大変な時代に入ってきていると思うんですよ。確かに昭和30年代、40年代、そしてね、景気の良い時代もありました。そして現在のような状況にもなっているわけですので、ましてやコロナ禍という中で、我慢を強いられて、皆さん家庭の中で生活してきたという部分もあります。その中でヤングケアラーが増えたというふうに言えるかもしれません。でもそういったことを考えた時に、今ここにある資料で、この議場で議論することが、尾花沢市の子どもたちにとっての、本当に今、大切なことなのかなという感じで、私今ずっと考えさせられておりました。ですから今後、例えば鈴木議員が、こういう形のもが見えておきますと。何とかしてね、教育委員会ないしはこども教育課のほうに対応をとってくださいというふうな形で取り組むことってできないんでしょうか。この議場で、一概にこうだという形では私はできないと思うんですよ。ただ単にアンケートの結果を並べて、それに答えていくというんじゃないで、実際に子どもたちがどうなのかというのを、やはり周りの保護者の方々も見ていれば、いろんなこと気付いていると思いますんで、そういった声が寄せられるような形になって、そして全体として取り組んでいくという形が必要なのではないのでしょうか。

◎議長(青野 隆一 議員)

鈴木清議員。

◎10番(鈴木 清 議員)

私の資料の一番上に、真ん中辺に、気付く、支援する、連携するということで、気付くというところが一番、今の現状だと思います。なかなか気付けない状態にありまして、今市長が言ったとおり、デリケートな

問題にズカズカ入っていくのは良くないっていうのは私もそう思いますが、私は、あのコンビニで夜までのアルバイトする高校生が多いなと思って、ちょっと見てるんですけども、具体的には当然聞けないし、やはり調査しないとイケないですけども、今のケアラーの問題は、真ん中辺のケア生活への影響ということで、ケアについて話せず孤独、ストレスを感じる、勉強時間が十分取れない、睡眠不足、体がだるい、それから成績が落ちたとか、そういうふうな兆候あるものですから、学校で欠席が多いとか、遅刻が多いとかという兆候について、お尋ねしてもらって、把握していくというのも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長(青野隆一議員)

教育長。

◎教育長(五十嵐健君)

高校生の話も含めてなんですけれども、議員が心配するような事象がある場合には、そういう情報をいただきながら相談していくということが大事なかなと思っています。あと、ヤングケアラーが増えているかどうかというのは、数値的に示されて、初めてこんな数いるのか。あらためて本市で調べたら、今のところはゼロだということで見ているんですけども、今回の議員の質問を受けながら感じたことと、本市の現状について、ちょっとお話させていただきます。

これまで学校側でヤングケアラーの実態をなかなか把握できなかった、あるいは、そういう視点で見ることが少なかった原因としては、やはり1つ、教職員や児童生徒に、ヤングケアラーというものが十分理解されていなかったなということを感じています。2つ目が、家族のために行った自主的な手伝いが、ヤングケアラーとみなされてしまうことなど、線引きが非常に難しい、そういう問題だなあと、改めて思っているところです。これらを踏まえてなんですけれども、本市教育委員会で、今後こんなことを対応を留意していきたいなと思っています。

1つ目は、教職員や児童生徒及び保護者へ啓蒙活動を進めていくこと。各校長会や教頭会などを通して説明したり、児童生徒へのチラシを配布したりして、ヤングケアラーの理解を進めていきたいと思っています。

2つ目、悩みを早期発見できる体制の充実です。現在各学校では、児童生徒の悩みを把握するため、担任やスクールカウンセラーなどによる相談活動や、定期的な心の健康観察等々のアンケート調査を行っております。児童生徒の変容についての情報交換会も毎月定

期的に行っております。そういった情報を市の教育委員会でも、毎月全小中学校から、児童生徒に関する情報の報告を受けており、報告内容を共有し、必要に応じて相談員を派遣したり、福祉課と連携して、先ほど申し上げた対応、会議を協議しております。子どもの困り感全体の把握に努める中で、ヤングケアラーの実態も掴んでいけるように、今後も児童生徒の変容を丁寧に見とって、SOSのサインを見逃さないようにするとともに、学校や関係機関との連携を充実させていくことで、その対応に努めていきたいなと思っているところです。以上です。

◎議長(青野隆一議員)

鈴木清議員。

◎10番(鈴木清議員)

SOSのサインを見逃さないということと、連携をしていくというところ、大変すばらしいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。ヤングケアラーについてはこれで終わりたいと思います。

2番目の福祉の処遇改善は届いているかということで、新聞報道によると、1人9,000円までは届いていない、不十分であるという記事が多く出ております。先ほどの答弁では、きちんと出しているというふうなことでですけども、なぜ届かないのかというのをちょっと私自分なりの試算をしてみました。この試算をしていいののかも問題ありますけれども、あの右のほうの一番下のほうです。本市の〇〇保育園、〇△保育園ということで、平成30年度のちょっと試算をしてみました。1人9,000円というのは、国の基準にあてはめて支援するんだということだそうです。そうすると日本の基準は、5歳児、4歳児は30人学級になっているので、それに対して、5歳児16人、4歳児14人となると、担任数が4人いても、1人分しか9,000円はならないというふうな計算になります。3歳児は20人学級なので、21人に対して1.0なんとかで、小数第2は切り捨てと。2歳児、1歳児は6人に1人なので4.1人。0歳児は3人に1人なので2.3人と計算すると、8.4人分しか9,000円が当てはまらないという計算になります。そうしますと、8.4人かける9,000円で、7万5,600円をどう分けるかで、9,000円いくのかいかに変わってきます。担任が、この保育園は14人の担任数なので、14で割ると1人頭5,400円になります。担任だけでいいかとなると、園長先生から保育士さんまで合計で18人いるので、割ると1人4,200円にしかならないと。保育士等へと書いてあるので、等と付くので、調理師さんとか指導員とか含めると、23人の園に



なるので、割り算をすると3,287円ということで、これは、この園のは、どういうふうにするかは、その園に任せられているわけですけれども、9,000円満額というふうにはなっていないんだというのは、私の理解なんですけれども、それで正しいかどうかちょっとお答えいただきたいと思います。

◎議長(青野隆一議員)

福祉課長。

◎福祉課長(吉野真広君)

それではお答えいたしますけれども、基本的には先ほど市長が答弁したとおりでございます。全職員に対して、主任保育士なり、経験年数なり、それを勘案しまして、その国の基準にあてはめまして、それを全職員のほうに給付なったものと捉えております。全ての項目に該当しまして満額9,000円でございますので、例えば、今年の2月からの給付でございますので、じゃあ新採職員がどうなのかということと、そのエッセンシャルワーカーの勤務年数もありますので、そこについてはちょっと語弊がありますけれども、基本的には、その算定された方については、全員において、その基準においての満額が支給されている、このように捉えております。

◎議長(青野隆一議員)

鈴木清議員。

◎10番(鈴木清議員)

支給においては満額いっていると。その中身は園によってどういうふうに配分するかは、園のものだということですが、保育士の処遇は全国平均と比べて9万円の差があると。それを埋めるための第一歩でありますので、私は大きく評価しています。ですけれども、9万円の差に対して9,000円ですので、まだ10分の1、それが満額いかないとすると20分の1ぐらいしか届いていないとすれば、さらに処遇改善を続けるべきではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

◎議長(青野隆一議員)

福祉課長。

◎福祉課長(吉野真広君)

まさにですね、保育士の賃金については、ほかの業種より低いということは捉えております。公益性の高い職種ということもありますけれども、この件については、公定価格がものを言っているのかなというふうに思っております。県内における首長会議やら福祉所管課長会議においても、このことを議論し訴えていきたいなと思っておりますけれども、先ほどですね、

市長の答弁にもありましたとおり、議会のほうでもですね、もちろん協力いただく。つまりは議員間内でもやはり議論をしていただいて、議員発議等により、国のほうに意見書ということもできるのかなという思っておりますので、二元代表制でありますので、当局だけじゃなく、議会からもその2方面から国のほうについても要望していったら、その処遇改善につなげていければなど、このように思っております。以上です。

◎議長(青野隆一議員)

鈴木清議員。

◎10番(鈴木清議員)

この表を見ますと、5歳児、4歳児で、5歳児担任2人、4歳児2人ということは、8人、7人に1人の配置をしていただいていると。これは国の基準よりもさらに上回った基準で市はやってくださっているというふうに私も判断します。それが世界基準のイギリスと比べてみましても、そういうことをするのが、保育、園児を十分に保育できるというふうになっているので、市の配置はすばらしいなと思って評価しているところですが、問題は、国の基準の仕方がおかしい、おかしいというのはおかしいですけど、もっともっと基準を上げないといけない。左のほうで見ますと、保育園職員配置基準で見ますと、4歳、5歳児は70年間、全く改善されていないというふうな事情があります。それから園児1人当たりの保育に必要な月額費用ということで、公定価格そのものも上げないといけないと、2つの課題があると思いますので、私も議会も当局も、そういう認識をしていただいて、国、県に要望していくというふうにお願いしたいと思います。

続いて3番目の質問に変わりたいと思います。ウクライナの避難民の受け入れについてです。

今日のニュースを見ていましたら、今日は奇しくも世界難民の日になっているようです。世界中でどのくらい難民がいるかと言いますと、ロシアのウクライナ侵略によって難民がぐんと増えまして、世界で1億人の難民がいると。その難民ゼロに向けていろんなことを取り組んでいこうというのが、世界難民の日であります。それで、難民については難民条例というのがありまして、それにしたがっていくわけですが、今回、ウクライナ避難民という名前で、難民と言いたくないで、避難民としておるわけですが、これはどういうふうに違うか、お答えいただきたいと思っております。

◎議長(青野隆一議員)

鈴木清議員に改めて申し上げます。あくまでも一般質問は、市で扱っている、やっぱり市の事務等々、あ

るいは政策、まちづくり等々についての質問でありますので、それを超えるような、いわゆる国の制度等々については、一般質問ではふさわしくないということで、改めてそういった観点からの質問をお願いいたします。鈴木清議員。

◎10番(鈴木 清 議員)

それでは質問やり直したいと思います。本市がウクライナ避難民の受け入れに手を挙げたということは、とてもすばらしいことであると思います。それで人道支援の意義があるというふうに答えていただきましたが、そのほか教育的意義というのはないでしょうか。どなたかお願いします。

◎議長(青野 隆一 議員)

教育長。

◎教育長(五十嵐 健 君)

もちろん教育的意義も大きいと思います。本市の市民としての、小中学生にとっても、尾花沢市がそういう方向で動いているということは、意識を形成する上で大きな影響もあるかと思っています。以上です。

◎議長(青野 隆一 議員)

鈴木清議員。

◎10番(鈴木 清 議員)

本県では、高校生では励ましの手紙を出している学校がありました。ウクライナ語なので、スマホで通訳して、それを書いて出すという、すごいことしているなと思い、見ているところです。ほかの県では、母子、お母さんと子どもが来て、子どもを保育園や学校に、小学校に預ける時の、学校全体で受け入れという体制をとってまして、そういう、ものすごく教育的意義があるのではないかなと思ってるところですけど、いつ本市に来るか分かりませんが、そのお母さんとお子さん来た場合の受け入れの仕方は、どのように考えていますか。

◎議長(青野 隆一 議員)

鈴木清議員に改めて申し上げます。仮定とかその仮想のことではなくて、やっぱり現実的な、その今市で実際にこれからの課題としての質問、ここは尾花沢市議会ですので、そういった質問をよろしくお願ひしたいと思います。鈴木清議員。

◎10番(鈴木 清 議員)

最初の質問で、課題は何ですかということを質問した時に、やはり心のケアをするということと、言葉の壁が出てくるのではないかと。保育園に行っても、学校に行っても、言葉の壁を何とかサポートする方法を準備をする必要がありますが、来るということを仮定

にして質問して悪い、いけないとすれば質問できませんけれども、何か考えてることありましたら、お願いします。

◎議長(青野 隆一 議員)

教育長。

◎教育長(五十嵐 健 君)

今回の難民の、避難民の受け入れという話ではないですけれども、過去にも外国で過ごしていた子どもさんが、いきなり日本に来て、本市に来て、学習をしたという子どもさんもいます。その子どもさんにとっては、特別な語学の学習の時間を特別にとって、個別の指導をその学校で行い、教材も教科書によらず、例えば絵本だとか物語の本を使いながら学習したと事例があります。その子どもさんに関して言えば、小学校5年生ほどで入ってきたんですけれども、6年生になる頃にはもう会話ができる程度の力も付いてきているという実態もありました。丁寧な、もしいらっしゃった場合は、丁寧な対応を心がけていくし、実態を見ながら、学習できるようにしていきたいと思っています。

◎議長(青野 隆一 議員)

鈴木清議員。

◎10番(鈴木 清 議員)

そのように個別指導といいますか、そういう対応をしていただきたいと思います。

それで本市では、最大10世帯程度の受け入れが可能だということですが、その避難民の方に合わせてのいろいろな対応の仕方が変わってくると思いますので、ここで細かいことをどうだああた聞いても、進まないと思いますけれども、1つだけ通訳を確保しないとコミュニケーションが取れないという問題がありまして、通訳をどうしたらいいかなというのをちょっと考えているんですけれども。例えば米沢市では、ウクライナの人を行政で受け入れて、ウクライナ避難民・多文化共生支援員という名前で1人雇っています。名前は言いませんけれども、その方に通訳してもらったもので使うとか。あともう1つ私ずっとニュース見てまして、鳴子温泉にウクライナのキエフ大学の日本語学科を出た10人が温泉で働くと。民間の施設ですけども、何かすばらしい人が来るんだなと思って感心してるんですけれども、その人たちにお手伝いをしてもらうというふうなことも可能かなと思っているんですけれども、国際交流協会だけでウクライナ語というのが、かなり難しいなと思っているので、身近の米沢の方、それから鳴子温泉の方というふうなものもあるかなと、自分で勝手に考えてますけれども、通訳の方、

どういふうに考えていらっしやいますか。

◎議長(青野隆一議員)

総合政策課長。

◎総合政策課長(永沢晃君)

ウクライナの避難民について、全国で先ほど1,300名ほどというふうな形でお話ありましたが、だいたいあのほとんどの県、47のうち28県で、ひと桁台の人を今現在受けています。ひと桁というのは10人以下ですね。県内の市町村の先ほど尾花沢も含めてありましたけれども、通訳という部分では、山形市と米沢市の支援の中に入っております。またあの市長からもあったように、県の支援の中でも、この通訳の部分もありました。もう1つ今提案ありました鳴子そうですね、33歳の女性ということで、近くにもいるんだなというふうに思っているところです。たぶんです、こういうふうに入ってきた段階では、こういう組織として、その少ない人数の方にみんなで支援するような、そういうふうな輪ができるのではないかなと思っています。その中で、もし当市に来た場合は、米沢市または山形市、または先ほどからある県の観光交流協会等も含めた、そういう組織での言葉の壁についての取り組みというのは、十分予想されるものだと思います。ですので、今現在、縁故関係がある方しかほとんど国内には来ていないというのも事実でして、ほとんど縁故関係がゼロという方についてはもう、まだ100人以下であります。ですので、そういう縁故関係の方が来ることのほうが予想されますので、そういう知人、またはそういう家族に関係、ゆかりのある方を窓口としながら、本人へは支援はみんなでやっていくというのが十分考えられる当面の支援だと思っております。以上です。

◎議長(青野隆一議員)

鈴木清議員。

◎10番(鈴木清議員)

今言っていて、県、みんなで取り組んでいくというふうになっていこうというのと、良く理解できました。

それで最後まで言いたいところですけども、避難民として来る方は戦火を逃れて、つらい思いをして来られる方です。子どもたちは今後、将来、日本に滞在して、ウクライナに帰った時に、平和の架け橋となるような人たちではないかと思っておりますので、本市がそういう人たちを支援して、今後もお付き合いしていけるようなふうになれば、なお良いと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上で、私

の質問を終わります。

◎議長(青野隆一議員)

以上で、鈴木清議員の質問を打ち切ります。これにて一般質問を終結します。

ここで昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時11分

再開 午後1時09分

◎議長(青野隆一議員)

再開いたします。

この際、10番 鈴木清議員より発言の申し出がありますので、これを許します。鈴木清議員。

◎10番(鈴木清議員)

午前中の私の一般質問の発言中、深夜労働する高校生と申し上げたところを、夜までのアルバイトする高校生に訂正したいので、議長の許可をお願い申し上げます。

◎議長(青野隆一議員)

ただ今の、鈴木清議員からの発言の訂正の申し出については、議長において許可いたします。

次に、日程第2、令和4年請願第3号『「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願』を議題といたします。

この際、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木裕雅 議員 登壇〕

◎総務文教常任委員長(鈴木裕雅議員)

今定例会において、当委員会に付託されました請願1案件、令和4年請願第3号『「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願』について、その審査の過程と結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、去る6月15日に委員会を開催し、紹介議員の出席を求め、慎重に審査を行ったところであります。本案件は、コロナ禍やロシアのウクライナ侵攻により、物価上昇など日本経済に大きな影響を与える中、令和5年10月から、インボイス制度適格請求書等保存方式が実施されようとしており、制度が実施されれば、中小事業者やフリーランスの消費税負担や事務の増加につながり、コロナ禍からの再起を図ろうとする事業者の重い足かせとなることから、消費税インボイス制度の実施中止を求め、政府に意見書の提出を願うものであります。

委員からは、「尾花沢市内には中小企業、小売店、小さな農家など、免税事業者が多く、この制度が実施されれば、経済的な活動に対してマイナスになり廃業になることも心配される。また、1,000万円以上の業者にとっても、取引業者の経理、税の取り扱いの問題がある。登録しない方とこれ以上取り引きしないなどということも出てくるのではないか。尾花沢市の商業、工業、経済などに対する影響は非常に大きいことから、願意妥当である。」との意見、「税理士団体は基本的に延期を求めている。尾花沢には個人の職人が多いが、大手から使われる個人の職人がインボイス制度を登録すれば、税金を納めなければならなくなりかなり負担がある。また、登録している人、していない人で差が出ることから、移行期間として長い目で見ないといけない。」という意見や、「1,000万円以下の免税事業者に該当するのか、該当しないのかは、売り上げによって決まる。コロナ禍で売り上げが少なくなってきている現状でこれを強行すると、消費税を納めなければならなくなる。また、事務負担がかなり増えてくるため、コロナ禍を脱し、経済が安定するような時期になるまで、まだ少し待つべきと思われることから、請願の採択については妥当だ。」との意見がありました。

しかし、一方では、「日本全体を考えると、1,000万円以上の事業者はしっかり消費税を払っている。公平に税金をいただくという国全体の制度であることから、意見書送付の必要性があるのか。」との意見がありました。

以上のことから、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、「賛成多数」で「採択」することに決した次第であります。

なお、請願第3号につきましては、後刻、意見書の提出に関し、議会案を提出する予定であります。

以上で報告を終わりますが、当委員会の決定に対し、何とぞ議員各位のご賛同をお願い申し上げ、報告いたします。

◎議長（青野隆一議員）

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、令和4年請願第3号『「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願』を採決いたします。委員長報告は、

採択すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、令和4年請願第3号は、委員長報告のとおりと決しました。

次に、日程第3、令和4年請願第2号「令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願」を議題といたします。

この際、産業厚生常任委員長の報告を求めます。産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 小関英子 議員 登壇〕

◎産業厚生常任委員長（小関英子議員）

今定例会において、当委員会に付託されました請願1案件、令和4年請願第2号「令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願」について、その審査の過程と結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、去る6月16日に委員会を開催し、紹介議員、並びに関係課長に出席を求め、慎重に審査を行ったところであります。

主食用米からの転作を促すため農家に支払ってきた水田活用の直接支払交付金につきまして、令和4年から8年度までの5年間のうちに、一度も水張り、水稻作付が行われない農地は、令和9年度以降に交付対象水田としない見直しが示されたことにより、交付対象から除外される農地が出ることで、農地の維持が困難となり、ひいては耕作放棄地や離農者の増加につながる懸念されております。

また、多年生作物に対する戦略作物助成の単価見直しについては、現在海外から輸入乾牧草も高騰している状況が続いている中で、令和4年度からの運用はあまりにも急であり、現場においても混乱をきたしている状況にあります。

以上のことから、本案件については、交付金の交付対象水田を畑地化した場合であっても、畑作物等の生産の維持、拡大が図られるよう、日本型直接支払制度や、ゲタ対策をはじめとした関連施策の拡充や、多面的機能の維持と環境保全に向けた営農計画等への影響を緩和する対策を講じることについて、国に対し意見書の提出を願うものであります。

まず紹介議員からは、請願の趣旨について説明がなされるとともに、特に「畑地化することによって、水田機能が維持されなくなり、そのことによって離農者が増え、耕作放棄地が増えてきてしまう懸念が一番大

きいと考える」などの点について説明がありました。

関係課長からは、「今回の見直しを受け、現在問題になっていることは、中山間地における転作が多い本市において、復田にかかる費用は完全に農家負担となるのか。永年性の作物を作付しているところは、水田、水稻作付に向かないのではないかと。導水路の整備について多大な労力、時間、経費が必要となるのではないかと等、市内の多くの農家へ大きな影響が及ぶことが懸念されることであり、市としては、米価が安定するまで、また、需要と供給のバランスがある程度の方向性が見えるまで、なおかつ農家の不安が払拭できるような説明があるまで、適用の開始の時期を延期してほしいことを令和5年度の重要事業の要望としている」などの点について説明を受けました。

委員からは、「この制度の見直しのうち、拡充策として挙げられている高収益作物畑地化支援との兼ね合いは、どのようなか。」や、「高収益作物を作付するための畑地化についての本市の現状はどのようなか。また、求められている水張りについて、どのような確認方法がとられるのか。」など、制度の見直しにより、本市の農家の方々が受ける影響等について、さまざまな質疑がなされました。

また、「苦労して水田を畑地に改良し、経営が成り立つよう取り組んできた農家にとって、ほかの水田を畑地化しなければならないなどの見直しは、到底理解できるものではなく、現場の実情に即した他の形での支援を求めるといふ本請願の趣旨に賛同する。」という意見や、「本請願で求めるところの直接支払交付金の現状維持、さらには拡充については、制度の見直しにより多大な影響を受け、また対応できない農家が増加することも懸念され、本市の農業全体に関係してくる問題であることから、願意妥当である。」との意見がありました。

以上のことから、本案件は願意妥当と認め、「全会一致」で「採択」とすることに決した次第であります。

なお、請願第2号につきましては、後刻、意見書の提出に関し、議会案を提出する予定であります。

以上で報告を終わりますが、当委員会の決定に対し、何とぞ議員各位のご賛同をお願い申し上げ、報告いたします。

◎議長（青野隆一議員）

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、令和4年請願第2号「令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願」を採決いたします。委員長報告は、採択すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、令和4年請願第2号は、委員長報告のとおり決しました。

以上で、本日の会議の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦勞様でございました。

散会 午後1時23分